

登米市事業復活支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少し、**国の事業復活支援金を受給している市内に事業所を有する事業者**に対し、市が独自に上乘せする「登米市事業復活支援給付金」を支給します。

対象者	(1) 国の事業復活支援金を受給している事業者 (2) 登米市内に本店を有する法人または住所を有する個人事業者 ※国の事業復活支援金の申請受付は終了しています。
支給金額	事業復活支援金に申請した売上金額の減少率に応じて一律で下表のとおり支給となります。

9月26日(月)～
申請受付再開されました

◇支給金額

売上金額減少率 (国の事業復活支援金)	個人事業者	法人
30%以上 50%未満	一律15万円	一律30万円
50%以上	一律25万円	一律50万円

◇申請受付期間 令和4年 6月27日(月) ～ 令和4年11月30日(水)

◇書類提出先 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18
登米市地域ビジネス支援課事業復活支援給付金担当係
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送による受付となります。

申請のご相談・お問合せは最寄りの商工会へ

※申請書類は登米市ホームページからダウンロードいただくか最寄りの各総合支所、各商工会窓口でも取得できます。

みやぎ北上商工会

みやぎ北上商工会

検索



中田本所：(0220-34-3255) 登米支所：(0220-52-2259)

東和支所：(0220-45-2121) 津山支所：(0225-68-2443)